

## 平成 29 年第 17 回定例委員会

- 1 日 時 平成 29 年 9 月 28 日（木） 15 時 30 分から 16 時 47 分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 宮崎 章  
委員長職務代理 大木田 守  
委員 嶋田 實  
委員 佐藤 男 三  
事務局 局長  
総務課 課長  
選挙課 課長  
広報啓発担当課長  
書記 5 名

### 4 議 事 議案

- 1 平成 29 年 10 月 22 日執行衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行計画の策定について
- 2 不在者投票を行うことができる施設の指定について

#### 報告事項

- 1 平成 29 年 9 月の選挙人名簿登録者数等について
- 2 選挙争訟について
- 3 平成 29 年 10 月 1 日執行武蔵野市長選挙及び同市議会議員補欠選挙立候補届出状況について

#### その他

- 1 当面の日程

### 5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	ただいまから、平成 29 年第 17 回定例委員会を開会いたします。お手元に、平成 29 年第 16 回の定例委員会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。 本日は、2 件の議案と 3 件の報告事項を予定しております。 なお、本日の議題のうち、議案第 1 号は公表前情報及び個人情報を含むため、報告事項第 2 については、個人情報を含むため、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議はございませんか。
委員	異議なし。
委員長	御異議なしということですので、そのように取り扱うことといたします。

委員長 それでは、議案第2号「不在者投票を行うことができる施設の指定」について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪議案第2号について、説明を行った。≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 なし。

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。次に、報告事項第1「平成29年9月の選挙人名簿登録者数等」について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第1について、説明を行った。≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 1つの区市町村が、複数の選挙区に分かれている場合、各選管は選挙区ごとに開票所を設けて作業するのか。

事務局 そのとおりです。開票区数は、前回67箇所でしたが、区割りを行ったため12か所増加し、今回は79箇所となっています。

委員 今までより集計作業に時間がかかりそうだ。

事務局 区割りにより開票区が増加した自治体では、職員を新たな開票区における集計作業に当たらせるため、分散させる必要があります。そのため、今までより開票に要する時間は増えることが見込まれます。

委員長 そのほかありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、報告事項第1について、了承することといたします。次に、報告事項第3「平成29年10月1日執行武蔵野市長選挙及び同市議会

議員補欠選挙立候補届出状況」について、事務局より説明を求めます。

事務局 《報告事項第3について、説明を行った。》

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、報告事項第3について、了承することといたします。

次に、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

委員 《当面の日程について、説明を行った。》

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 当面の日程の10月10日に衆議院議員選挙は公示、最高裁判所裁判官国民審査は告示とある。地方議会や首長の選挙の施行は告示という言葉を使用しているが、これらはどのように区別しているのか。

事務局 衆議院議員総選挙や参議院議員通常選挙の施行は、憲法上の天皇の国事行為として行われるので公示という言葉が用いられています。それ以外の地方選挙や国政選挙の補欠選挙などについては、天皇の国事行為として行われるものではなく、公選法上の告示という言葉が使われます。

委員長 そのほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。

その他、これまでの議題について、何か御意見等ございますか。

委員 なし。

委員長 特にないようですので、公開審議はこれまでといたします。なお、次の委員会の開催日については、10月11日に開催することといたします。

これより非公開審議に入ります。